

令和 4 年 6 月 吉日

埼玉県在住保護者 様

昌平高等学校 事務室

### 埼玉県父母負担軽減事業補助金の申請について（ご案内）

埼玉県父母負担軽減事業補助金について、県より案内が配布されましたのでご案内いたします。国の高等学校等就学支援金とは別制度となりますので、必ず書類を提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、埼玉県私立学校等奨学のための給付金(住民税非課税世帯及び家計急変による非課税見込世帯対象)のご案内につきましては、7月にご案内予定です。あらかじめご了承ください。

#### 記

#### 1. 提出書類

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ① 埼玉県父母負担軽減事業補助金申請(辞退)書 .....                       | 全員提出 (該当・不該当に関わらず) |
| ② 世帯全員の住民票(続柄記載あり・マイナンバーなし) <sup>※1・2・3</sup> ..... | 申請希望者のみ            |
| ③ 生活保護受給証明書 .....                                   | 生活保護世帯のみ           |
| ④ その他添付書類(事務室にお問い合わせください) .....                     | 家計急変世帯のみ           |

※1 原則、生徒及び親権者全員が埼玉県内に居住していることが必要です。ただし、親権者 1 名が単身赴任または親の介護・病気の治療(入院)のために県外(国内)に在住している、または海外勤務している保護者の 1 年間の正確な収入を証明できる場合は例外的に認められます。親権者が埼玉県内の異なる住所に居住している場合は、それぞれの住民票が必要です。

※2 年度途中で埼玉県から他県に転出した場合、補助額は月割りとなりますので、速やかに事務室までお申し出ください。

※3 令和 4 年 4 月 1 日以降、かつ提出日の 3 か月以内に発行のもの。それ以前に発行されたものは、再度新しく発行したものの提出を求め場合があります。

※4 提出書類は原則返却いたしません。

#### 2. 提出期日・提出先

【提出期日】 **令和 4 年 7 月 1 日 (月) 必着** 期限厳守 (日曜・休業土曜・休日を除く)

【提出先】 昌平高等学校 生徒持参: 担任がホームルームで回収します。

保護者持参: 事務室窓口(平日 8:20~16:35 / 土曜 8:20~13:20)

※ 郵送で提出される場合については、必ず特定記録郵便(またはレターパックライト)でお送りください。引受番号が発行され、配達記録が残ります。書類は折っていただいて構いません。

※ 提出物が期日までに揃わない場合は、提出期日までに事務室まで必ずご連絡ください。連絡がないまま提出が遅れる場合、審査・送金が遅れたり、申請できない場合があります。

※ 家計急変世帯については令和 5 年 1~2 月頃まで随時受け付ける予定ですが、すでに急変事由が発生している場合は速やかに申請してください。

《裏面につづく》

### 3. 支給対象

別紙「令和4年度 就学支援金・父母負担軽減補助・奨学のための給付金フローチャート」参照

- ◇ 扶養親族数(税制上の数)によって一部基準額が異なります。なお、判定額上の配慮として、支給対象生徒が平成18年1月2日～4月1日早生まれの場合、16歳以上として数えます。
- ◇ 高等学校等就学支援金第2期受給者が対象となります(家計急変世帯を除く)が、スカラシップ生(A・B・C)は覚書に記載の通り、所得状況に関わらず必ず申請してください。

《課税標準の額及び調整控除の額の確認方法》

- 課税証明書(市町村によっては「所得証明書」「住民税決定証明書」等)
- 自営業等の場合は市町村から発行される「納税通知書」
- マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)  
……サイトの利用には、マイナンバーカード及び利用者登録が必要です。

### 4. 支給方法・時期

- ◇ 本校は授業料との相殺ではありません。通常通り授業料を納入いただいた上で、校納金引落し口座への振込支給となっております。
- ◇ 県から学校への入金確認後、該当生徒の校納金引落し口座に12月頃(予定)一括送金いたします。なお、送金時期については県の審査状況によって前後しますので、送金時期になりましたら、送金案内を郵送いたします。ご了承ください。

### 5. その他

- ◇ 判定額の計算に不安があり支給対象かどうか分からない場合でも、申請して頂いて構いません。審査の結果、該当しなかった場合は理由を添えて通知をお送りします。なお、提出書類は原則返却しませんので、必要な場合はコピーをお取りください。
- ◇ 年度途中に、収入の修正申告や税額の更正、離婚・死別、養子縁組等による保護者(親権者)の変更があった場合には、支給額が変更となることがあります。つきましては、すみやかに事務室までご連絡くださるようお願い申し上げます。
- ◇ 学校が知り得た個人情報、適切に管理し、「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」(本事業)及び「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校(担当:七戸<sup>しちのへ</sup>)

〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851

TEL 0480-34-3381 / FAX 0480-34-9854

受付時間 月～金 9:20～15:40 / 第1・3・5土 9:20～13:10(祝日・休業日は除く)